

○農林水産省令第六十四号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和六十三年十二月二十八日

農林水産大臣 佐藤 隆

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項第二号中「網走港」の下に「石狩湾港」を加える。

附 則

この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。